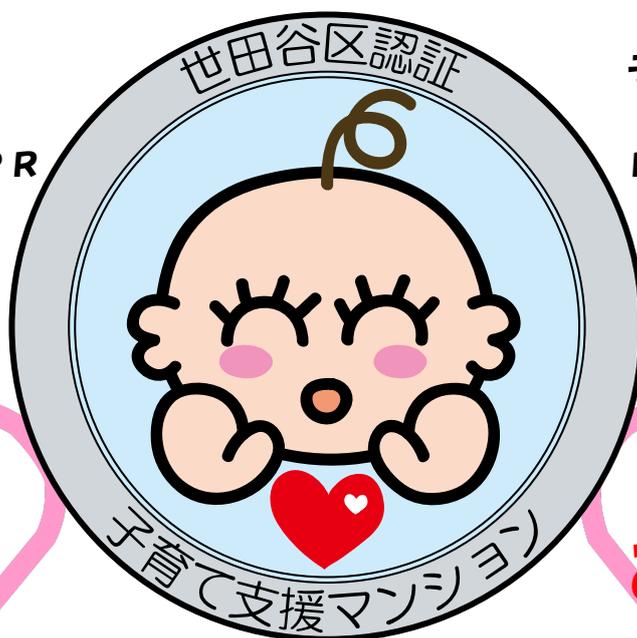


事業者・マンション管理組合のみなさまへ

子育て支援マンション 認証制度を ご活用ください

みなさんが実施する
子育て支援講座や
地域交流イベントのPR
をお手伝いします



子育て支援マンションの
PRをお手伝いします

子どもに
やさしい

は

みんなに
やさしい

世田谷区では、子どもがすこやかに育つまちをめざした取り組みのひとつとして「子育て支援マンション認証制度」をもうけています。
子どもにやさしい、安全に配慮された室内や共用部分は、
みんなにやさしい工夫。
マンションの住民どうしや、地域交流のよりどころになる
キッズルームとイベント。
「みんなにやさしいまちづくり」、身近なところからはじめませんか？

都市整備政策部居住支援課 電話 03-5432-2505(直通)
～建物の仕様などハード面について
子ども・若者部子ども家庭課 電話 03-5432-2569(直通)
～子育てイベントなどソフト面について

認証を受けるには ～ こんな条件が必要です（お問合せは居住支援課へ）

- 適法な共同住宅（長屋は除きます）
- 耐火建築
- 耐震基準を満たしている
- 住戸専用面積50㎡以上の住戸数が20以上
- 階数が3以上の場合はエレベーターが設置されている
- 「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」に適合している
- 「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」に準拠している
- 住宅性能評価書の交付を受けている
- キッズルームがある、または整備する（出入口を外来者が直接出入りできる位置にも設置）
- 子育て支援・地域交流事業を計画し四半期ごとに1回以上実施する
- 子育て支援マンション認証基準に適合している（詳しくは3,4ページをご覧ください）

⇒たとえば

- ・マンションの受水槽や機械室などには鍵をかける
- ・マンションの廊下で扉が急に開いても、通る人がぶつからないように配慮されている
- ・キッチンや洗面所に「通せんぼ」用の扉を付けられるなど、危険を防ぐ工夫ができるように構造的に配慮されている、安全確保の装備や機能が備わっている
- ・ホルムアルデヒド対策で最も厳しい基準をクリアした内装材を使っている など

認証を受けると ～ 認証期間は3年単位です

○キッズルームの整備費を助成できる場合があります。（お問合せは居住支援課へ）

⇒キッズルームの新築・改修工事に要する額の2分の1以内、上限2,250,000円

建築工事・給排水衛生設備工事・空調設備工事・電気設備工事・その他必要と認められる工事に係る費用が算定対象となります。助成金は1回限りです。

○子育て支援・地域交流事業のPRなどをお手伝いします。（お問合せは子ども家庭課へ）

⇒子育てに関する情報の提供や、以下の事業の広報支援などを行います。

1 子育て講座 2 地域開放講座 3 地域交流事業

○賃貸・分譲問わず子育て支援マンションのPRをお手伝いします。（お問合せは居住支援課へ）

⇒子育て支援マンション名を区のホームページやリーフレットに掲載します。（入居者のあつせんは行いません。）

○入居者募集広告や販売広告などで「認証標記」や認証マークを使用できます。

（お問合せは居住支援課へ）



認証基準

太字部分は必須項目です。

<p>全般的事項</p>	<p>共用部分・専用部分とも、危険箇所への進入を防止する措置がとられていること。 (例 受水槽、機械室、キッチン、ランドリー、浴室等へのフェンス等の設置、または簡易建具等が容易に設置できる配慮等)</p> <p>子育て支援・地域交流事業を計画・実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティとの連携を含め、具体的な目標が設定されているなど、地域交流事業計画が適切であること。 ・ 認証期間中は春夏秋冬（四半期）ごとに1回以上（年間4回以上）、子育て支援・地域交流事業を実施すること。 <p>防災・災害対策に配慮されていることが望ましい。 (例 マンホールトイレの設置、防災・備蓄倉庫の設置、避難所機能の確保等)</p> <p>住戸構成はさまざまな家族構成やライフステージに対応できるよう、多様なプランを提供することが望ましい。</p>
<p>共用部分</p>	<p>地域交流機能をもつキッズルームを設置すること。 キッズルームの仕様等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な仕様は専用部分と同等以上とすること。 ・ 出入口を外来者が直接出入り可能な位置にも設置すること。 ・ 専用トイレまたは近傍に共用トイレを設けること。 ・ 授乳スペースを設けること。 ・ 本棚、物品棚等の収納設備を設けること。 ・ 空調設備を設けること。 ・ 専用トイレ、収納設備等を含めた床面積を25㎡以上確保すること。 ・ 廊下等から利用状況が確認できる窓や防犯カメラを設ける等、密室化に対する防犯対策を講じること。 <p>避難経路にあたる建具の握り手がレバーハンドル形式等の子どもにも使いやすいものであること。握り玉形式のように握力が必要なものや、複雑な機構による形式は使用しないこと。</p> <p>各住戸の玄関にアルコーブを設置する等、共用廊下等の動線上に扉が突出しないよう工夫すること。</p> <p>出入口と紛らわしいガラス面へ警告表示をすること。 大人用以外に、子どもの目線でも容易に気づく位置にも表示とすること。</p> <p>子ども用自転車等の置き場を平置きスペースで確保すること。 駐輪場の設置台数は、対象住戸1戸あたり2台分のスペースを確保することが望ましい。</p> <p>遊び場（プレイロット）を設置することが望ましい。 なお、屋内に設置する場合は授乳スペースを、屋外に設置する場合は手（足）洗い場を設置すること。</p>

認証基準

太字部分は必須項目です。

専用部分	開口部の下部の壁及び手すりは、子どもが登れない形状とし、フェンス等の間隔を子どもの頭が入らない寸法にすること。ベランダや腰窓近くに設備機器や造作家具などの足がかりとなるものを設けないこと。
	住戸内は、間仕切り壁、造作家具等により、住戸内の間取りの変更が可能となる構造とすることが望ましい。なお、間仕切り壁を設ける場合には、家具の転倒防止措置が講じられるよう下地処理を行うこと。
	浴室出入口は、浴槽から一気に湯がオーバーフローした場合に耐えられる構造とした上で段差解消をすること。浴室の床面はぬれても滑りにくい仕上げとすること。
	台所、洗面所、浴室の水栓金具は給湯温度が制御可能なものを使用すること。また、水栓金具はレバー式等の操作しやすいものとする。
	壁・柱及び造り付け家具などの出隅部分は、面取り加工等を行うこと。特に危険性の大きな出隅部分はコーナーガードを設置することが望ましい。
	扉は反対側にいる人の気配が分かる造り、または開閉方式と配置が安全に配慮されたものとする。
	開き戸にはドアストッパーやドアクローザー等を設置すること。引き戸には指はさみを防止するための措置を講ずること。
	コンセントの設置に当たっては、設置位置に配慮するとともに、コンセントカバーを採用する等、安全対策を施すこと。
	内装材については、日本住宅性能表示基準6-1等級3の建築材料を使用すること。
	コンロ等の調理器にはチャイルドロック等の安全機能がついたものを使用すること。
	収納スペースは、子どもの成長に配慮して、適切な量を適切な位置に確保する、もしくは、確保できる構造とすることが望ましい。
	台所は、居間及び食事室を見通せる配置、構造とすることが望ましい。
トイレは、トイレトレーニングや介助ができる広さを確保することが望ましい。	

◎ 「こどもにやさしい」は、

「みんなにやさしい」＝ユニバーサルデザインの入り口

※ユニバーサルデザインとは＝年齢・性別・国籍・能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境にする考え方です

「子育て支援マンション」認証＝「こどもにやさしい」だけではありません。
「高齢者にやさしい」「障害者にやさしい」「まちにやさしい」など、ハード・ソフト問わず各認証マンション独自の工夫があれば積極的にアピールしてください。PRのお手伝いをします。